利根川上流圏域河川整備計画の概要

資料3

◆ 河川整備計画とは

河川法（第16条の2）に基づき、河川管理者が定める法定計画で、具体的な河川整備の内容を明らかにするものです。

【河川整備計画に定める事項】

河川整備の目標や、具体的な河川の整備の実施に関する事項を明記します。

① 圏域の概要　（どのような地域か）
② 圏域の課題　（どのような課題があるのか）
③ 計画対象期間　（いつまでに完成させるか）
④ 計画の目標　（どの程度の洪水に対応させるか）
⑤ 改修区間・改修方法　（どの区間を、どのような方法で改修するのか）　等

【河川整備計画の策定までの流れ】

『河川整備計画』の策定にあたっては、学識経験者や地域住民の意見の聴取・反映を行うとともに、地方公共団体の長からの意見聴取を実施します。

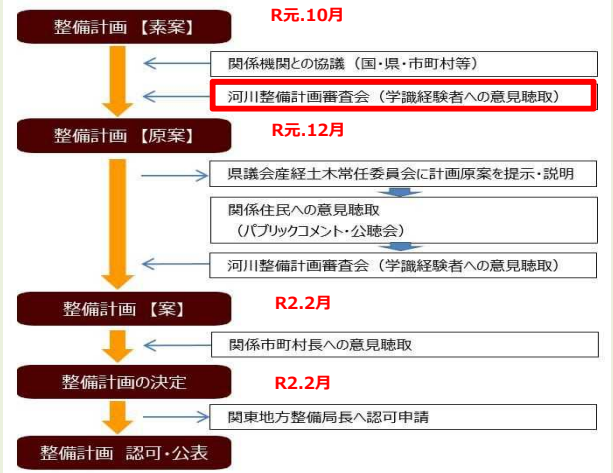

【河川整備計画の圏域区分】

群馬県における河川整備計画は、地域の風土や文化、また河川の特性等を考慮し、県内を10圏域に分割しています。

現時点で、８圏域の河川整備計画を策定済で、今回、利根川上流圏域が策定されると９圏域が策定済となります。

※　社会情勢の変化、災害の発生状況、河川整備の進捗状況等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、概ね10年を目安に見直します。

【本計画の特徴】（基本的な考え方）

当圏域においては、上流にダム群が整備されたことから、近年大きな浸水被害は発生していないものの、未改修区間においては小規模ながら氾濫が発生している状況もあることから、下流の利根川中流圏域の河川改修の進捗も踏まえ、当圏域の流下能力不足区間の対策等を定めた計画を策定します。

【河川整備計画に定める事項】

①圏域の概要（どのような地域か）

- 利根川上流圏域は、利根川上流部を中心とした山間地域であり、 支川には片品川、赤谷川、薄根川などがあり、名所景勝地も多く自然豊か
- 圏域の対象河川は65河川、総延長652km、流域面積1,898km^2

②圏域の課題（どのような課題があるのか）

- 上流にダム群が整備されてきたこともあり、近年大きな洪水被害は発生していないものの、未改修区間等においては小規模な氾濫が発生しており、引き続き洪水を安全に流下させるための対策が必要
- 下流の利根川中流圏域では流下能力を向上させるため整備中であり、これらの進捗を踏まえた対策等が必要

③計画対象期間（いつまでに完成させるか）

- 今後おおむね20年間

④計画の目標（どの程度の洪水に対応させるか）

- 利根川は、下流の利根川中流圏域との整合を図り、大正橋地点において6,000m^3/sの洪水に対応した河道を整備
- 午王頭川と赤谷川は、概ね10年に1回程度発生すると予想される家屋の浸水被害を解消

⑤改修区間・改修方法（どの区間を、どのような方法で改修するのか）

- 流下能力が不足している区間について、堤防整備や河道の拡幅・掘削等を実施
- 利根川中流圏域の整備進捗や流下能力を踏まえて、段階的に整備
- 工事実施にあたり、自然環境や親水性に配慮

利根川流量配分図

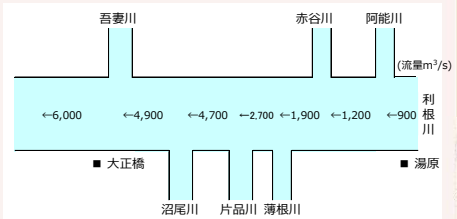

堤防整備のイメージ

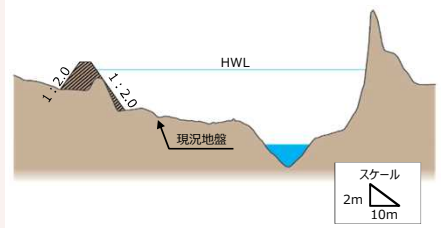

整備対象区間

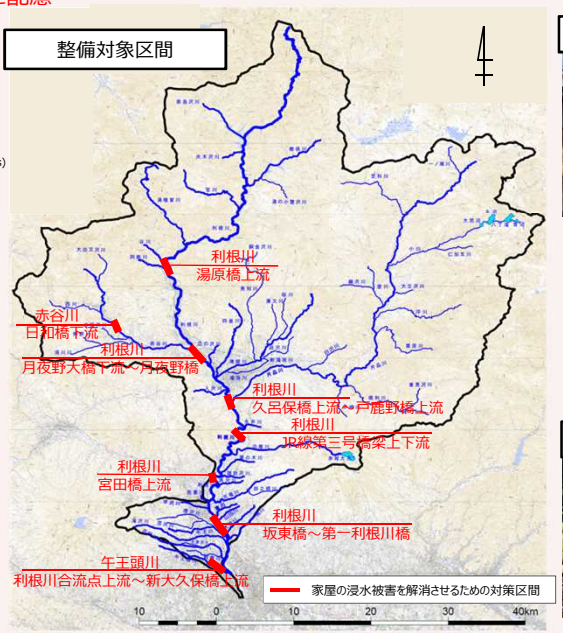

令和元年10月の出水状況

多自然川づくりによる整備